

<p>○ 待機児童が解消できていない中で、認可保育所の入所の可否による質の保障・公費投入の公平性の課題</p>	<p>○ 保育サービスを受けられる人と受けられない人の公平性の確保を過渡期は考えざるを得ない。受けられていない人がいる中で、受けている人達の質を下げるなどというのは、公平性の確保の点で、議論として通らない。量を拡大していき、最終的には質も維持することはあるが、過渡期については、公平性の確保の観点が必要。〔第12回・佐藤委員〕</p> <p>○ 地域ごとに保育サービスが違ったとしても基本的に全員にサービス提供するということが、一つの公平性。〔第12回・佐藤委員〕（再掲）</p> <p>○ 全体の仕組みの中で、過渡期対策を行うのが良いのか、待機児童が多い地域のみで考えるのかという議論がある。〔第12回・山縣委員〕（再掲）</p>
---	--

<p>○ 認可保育所で対応しづらい夜間保育など多様なニーズへ対応するサービスとしての位置付け・質の確保</p>	<p>○ 認可保育所をあきらめた人たちが、公の本来の支援から外れていることについて、不公平という声がある。〔第12回・宮島委員〕（再掲）</p> <p>○ 認可保育所だけが指定事業者になれるような指定基準を設定すると、需要が掘り起こされた結果、供給が全く足りないという可能性がある。認可保育所、認証保育所など幾つかの種類がある中で、どこに基準を設定するのか。供給量を伸ばすことと、質を維持することの兼ね合いを考えなくてはならない。〔第13回・岩村委員〕</p> <p>○ 今の認可保育所は、必ずしも様々な働き方のニーズに合っていない部分がある。待機児童は現に認可保育所に申し込んで待っている人。最初から申し込むことを諦めてしまっている人たちがたくさんいる。〔第12回・宮島委員〕（再掲）</p> <p>○ 所得が低く夜間の仕事しか見つからなかったような場合は、本来十分なフォローが必要なのに認可外保育施設ということに現状はなっている。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 認可保育所は一生懸命やってくれていると思うが、認可を諦めてしまった人たちの声は届かなくなっている。〔第12回・宮島委員〕</p> <p>○ 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕（再掲）</p> <p>○ 認可保育所で開所時間延長や0歳児保育など大都市ニーズへの対応が進まない点について、特に公立で進んでいない。それは区市の中で関係者との話し合いが整わない結果。〔第14回・吉岡参考人〕</p> <p>○ 認可保育所の改革の遅れを、認証保育所で解決しようとしているのではないか。大原則に戻るべき。〔第14回・山縣委員〕</p> <p>○ 特定保育や一時保育、休日保育、夜間保育など非定型な保育サービスについては、認可外保育施設であっても、一定の要件を満たすことを条件に補助対象とすることを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕</p>
---	---

<p>○ 待機児童の多い都市部に着目した面積基準・保育士資格要件の緩和の問題点</p>	<p>○ 地域によって異なる基準を設定するのではなく、ナショナルミニマムとしての最低基準を適用すべき。〔第14回・吉田委員〕（再掲）</p> <p>○ 最低基準は国の基準として必要。自治体毎となると、基準が違うものに国が支援することになり、地域によって、低い水準でも国の支援が入ったり、高い水準でも入らなかったりする矛盾、問題点が出てくる。最低基準を据えた上で、各自治外がどう創意工夫するか。〔第15回・小島委員〕（再掲）</p> <p>○ 地域の実情を踏まえ、認可基準について若干の柔軟性を持たせるべき。〔第15回・中村参考人〕（再掲）</p>
<p>○ 定員要件のあり方（小規模なサービス形態）</p>	<p>○ 5～20人の間に、家庭的保育の延長のような形の保育ができれば、大きな施設や調理室を必要とせずに良い形の保育を考えられるのではないか。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 5～20人の間の基準を設けて、支援するようなことも必要。〔第15回・小島委員〕</p> <p>○ 家庭的保育と認可保育所の間を補う、小規模型の保育施設の設定が、多様な働き方の対応には向いている。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ 3歳以上児の受入れが可能な認可保育所が近隣に存在し、連携できるなど、一定の要件を課した上で、3歳未満児に限り、20人以下の定員を認めるべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 小規模で良いサービスをしている施設について、新たな類型を作るべき。〔第15回・中村参考人〕</p>

<p>○ 保育士資格要件の必要性</p>	<p>○ 保育に携わる人は保育士でなければいけない。各家庭での養育とは異なり、保育は有資格者が行うことが、質を担保する最低条件。〔第15回・内海委員〕</p>
<p>○ 認可外保育施設の保育従事者についての業務に従事しながらの資格取得を含めた質の向上</p>	<p>○ 質の確保の観点からは、認可保育所を中心としたサービス供給を基本とすべきだが、待機児童の多い地域では、認可外保育施設の認可化を促進する必要がある。 認可化を志向する施設については、例えば1年以内に認可化することを条件に、施設整備費や運営費を補助することを検討すべき。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 公費の支援が明らかに少ない認可外保育施設が、これだけの開所時間があり、その割に保育料がすごく高いわけではないことを考えると、大変な努力の上で、人件費にシワ寄せがいつている可能性がある。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 人の面にバックアップが必要。保育士を増やし、そこにお金をつけていけば、認可外保育施設の質はかなり良くなるはず。〔第14回・宮島委員〕</p> <p>○ 認可基準を満たすよう引き上げていく過程において、経過的に、保育士を段階制にしておくことも検討していく必要があるのではないか。〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ 例えば、認可外保育施設の勤務実績を評価して、試験を経て、保育士資格につなげるような仕組みを導入することも考えるべき。〔第18回・中村参考人〕（再掲）</p> <p>○ 三鷹市においては、公立保育所の保育士に、キャリア・ビジョンの確立に向けた人事制度と専門研修受講システムを設け、また、全認可保育所、認証保育所、家庭福祉員参加による保育士研修を実施している。〔第14回・清原委員〕</p>

<p>○ 認可化移行やサービス量拡充を進めたとしてもなお、給付対象サービスのみでは、需要を満たし得ない地域の取扱い</p>	<p>○ 認可が困難な認可外保育施設に関しては、非定型保育や家庭的保育などの活用を促すことが考えられる。 〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 給付対象となる保育サービスのみでは、保育の需要を満たし得ない地域では、公平性の観点からも、柔軟な対応が必要となってくる。〔第15回・中村参考人〕</p> <p>○ 認可保育所の待機者を対象に、利用者の保育料負担の軽減策を検討する必要。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 保育サービスの利用者へ受給権を与えることによって、認可保育所へ入れない認可外保育施設の利用者に対して、保育料負担軽減を行うことが可能になるのではないか。〔第14回・吉田委員〕</p> <p>○ 入所希望は公的に責任もって保障されるべきであり、やむなく公的受け皿がないために私的施設を利用せざるを得ない場合は、保護者の負担は公的な場合と同等にすべき。〔第15回・内海委員〕</p> <p>○ 認可保育所以外にも多様な受け皿がある一方、全く経済的支援がないが、すべて認可保育所だけでフォローするのは現実的に無理であり、様々なサービスに対して支援が行われることが大事。適用の仕方は慎重にしつつも、一定の基準を満たした多様なサービスに利用券が使える仕組みとすることも一つの検討課題。〔第13回・宮島委員〕</p>
---	--

35

<p>○ その他</p>	<p>○ 認可外保育施設を探す場合、就業の緊急度が高い低所得者ほど、長期的に見た子どもの利益追求よりも、目の前の所得機会を確保するために、サーチを辞めざるを得ない。そのため、質に問題があっても、手近な保育所を選択しがちになり、本来は市場から淘汰されるべき業者が残ってしまうことになる。〔第14回・大石委員〕</p> <p>○ 認可外保育施設の指導監督は、市町村にも一定の責任を持たせ、地域の子育て情報や、子育て支援の取組の「蚊帳の外」に置かれないような配慮が必要。〔第15回・杉山委員〕</p> <p>○ ベビーホテル等について、これまでは市町村が関わるのに制度的限界があったが、制度的な壁を越える取組を進め、認可・認可外ともに一定水準の保育サービスの質を保っていくことが重要。〔第15回・清原委員〕</p> <p>○ 認証保育所の急増等を考えると、一つの有力なモデルになる可能性もあるが、危惧するところはないのか。引き続き把握する必要。〔第15回・庄司委員〕</p>
--------------	--

36

## 7 地域の保育機能の維持向上

<p>○ すべての子どもに、地域の子ども集団の中での成長を保障する観点からみた地域の保育機能の維持向上の意義</p>	<p>○ 保育所は、保育を提供するだけでなく、子ども同士の絆や社会性を身につけさせるスタートとなるもの。また、若い親にとっても、主体的に地域社会に参画する第一歩となる。地域社会ではこの機能を大事にすべきであり、切り捨てれば、家庭の孤立化を助長する。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 過疎化が進んだ地域であっても、子どもたちに基礎的な社会サービスは提供しなければならない。過疎化の中では効率性はどうしても維持できなくなるが、そういう中でもいかにして基礎的な社会保障、対人サービスの提供をするのか。その工夫を考えなければならない。〔第17回・駒村委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育の定員規模の要件・事業運営方式・財政支援のあり方</p>	<p>○ 5、6人の保育所、場合によっては、3人、4人という所もある。子どもを健やかに育むための機能をどうするかという視点から、小規模保育所での対応、あるいは家庭的保育での対応といったように発想を変えるべき。〔第17回・吉田委員〕</p>
<p>○ 児童人口が著しく少ない地域における保育所の多機能化を支援する仕組み</p>	<p>○ 保育所を多機能化して、地域の子育ての拠点にする取組を、是非具体的にモデル事業として進めていってはどうか。〔第17回・福島委員〕</p>

37

<p>○ 児童人口が著しく少なく、周辺に幼稚園がない地域における保育所の機能、保育の必要性の判断基準のあり方</p>	<p>○ 幼稚園未設置の自治体は相当数ある。へき地保育所がたとえ「保育に欠ける」要件を強制していないとはいえ、過疎地については幼稚園との関係を含めた議論をきちんとすべきではないか。〔第17回・山縣委員〕</p>
<p>○ 児童人口が減少した地域における認定こども園制度の活用、新制度における位置付け</p>	<p>○ 認定こども園制度の活用も、もう少し積極的に踏み込んだ議論があって良い。〔第17回・庄司委員〕</p> <p>○ 小規模型の認定こども園を可能にしていくとか、家庭的保育をファミリーホーム的に組合せてカバーできるようにするといった発想が必要ではないか。〔第17回・吉田委員〕</p>

38

## 8 多様な保育サービス(延長保育・休日保育・夜間保育・病児病後児保育等)

<p>◆ 延長保育関係</p> <p>○ 就労量に応じた利用を保障する場合における保障すべき上限量</p> <p>○ 上限量を超えた利用についての支援のあり方(全額利用者負担か、利用者負担割合を高めた上での一定の支援か等)</p>	<p>○ 働き方により必要となる延長保育が、公費と利用者負担で賄われているのは、基本的に納得がいかない。ある程度事業主にも負担していただく必要があるのではないか。その場合、働き方の見直しに取り組む事業主に対しては、負担を軽減する措置(メリット制等)等を検討するべきではないか。〔第18回・篠原委員〕</p>
---	---

39

<p>◆ 休日保育・夜間保育・特定保育関係</p> <p>○ 開所日数(週6日)・開所時間(11時間)に着目した保育サービス区分から、利用者の必要量に応じて保障するサービス量を認定する仕組みとすることによる連続的なサービス保障</p> <p>○ 休日保育や夜間保育等、利用者が限られ需要が分散しているサービスに関する市町村の計画的基盤整備の仕組み</p>	<p>○ 今の保育所の仕組みでは、同じ8時間労働でも、朝8時から夕方4時までであれば、そのまま通常の定型的保育サービスでカバーできるが、昼12時から夜8時までだと、夕方6時以降が2時間延長保育となり、延長保育料を払わなければならない。連続性を含め、どう担保するかを議論する必要がある。〔第18回・吉田委員〕</p> <p>○ 子育て支援のニーズの連続は、①家のなかにサービスが入っていく(すべての家庭)(ニーズ発見等を目的)、②親子で気軽に行くことができる(親子の仲間づくり等が目的)、③必要に応じて一時的に保育を依頼(リフレッシュ等が目的)、④周期的・定期的に短時間保育を依頼(非定型就労、パート就労等を目的)、⑤一定時間継続的に保育を依頼(就労対応が目的)と考えるのも一つの方法。〔第17回・山縣委員〕</p> <p>○ 地方においては、休日保育や一時保育は、需要が少ないために事業実施ができない。地域性を考慮した制度設計を検討して欲しい。〔第18回・野呂委員〕</p> <p>○ 休日保育や夜間保育は、認可保育所で行うには、都市の一部を除き非常になじみにくい形になってしまうのではないかと。最低定員の20人を集めるとなると、市町村単位で見たとときに非常に難しい。保育所以外で対応するサービスを検討しないと、市町村で計画的にと言われても、ニーズがないということになってしまう。〔第18回・山縣委員〕</p> <p>○ 都市部においても、延長保育が必要な人数が少ない場合、相対的に多い保育所へ子どもを移して実施することも現実的には行われている。子ども本位で、負担にならないよう考えなくてはならない一方、実際にはごく少数の子ども延長保育のために職員を配置することは難しく、実態としてこうした取組が行われている場合に、どう評価するか、また、子どもの視点から、どのように最適なものとしていくかという点も検討が必要。〔第18回・清原委員〕</p> <p>○ 延長保育や、休日保育、夜間保育について、認可保育所以外に、例えばファミリー・サポート・センターで取り組んでいた例があり、そうした取組についても、視野を広げて検討する必要がある。〔第18回・清原委員〕</p>
---	---

40

<p>◆ 病児・病後児保育関係</p> <p>○ 実績を評価しつつ安定的運営にも配慮した補助のあり方、事業の促進方策</p>	<p>○ 実績を評価するということは、どのような場合でも当然。〔第18回・杉山委員〕</p>
--	--

## 9 放課後児童クラブ

<p>○ 放課後児童クラブの抜本的拡充に向けた場所・人材の確保の方策(小学校の活用、担い手のあり方、処遇改善等)</p>	<p>○ 子どもが小学生になっても、保護者が働いている間は大人の目が行き届いた、安全に安心してすごせる生活の場を確保することが喫緊の課題。〔第17回・篠原委員〕</p> <p>○ 教育委員会や小学校長の考え方等もあり、なかなか小学校内に場所を確保しにくい所もあるが、安全性等も考えると、積極的な小学校の活用ができるような条件整備が有用。〔第17回・清原委員〕</p> <p>○ 小学校だと非常に安心なのは、移動がないということと、校庭を開放している時間に他の子どもたちとも接触が持てるのが非常に良い。小学校の活用に何かハードルがあるのであれば、何とかそこを解決して欲しい。〔第17回・宮島委員〕</p> <p>○ 指導員と子ども、保育者との間で安定した人間関係が築けることが、サービスの性格上望ましい。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 指導員が、しっかり子どもに丁寧に関われる仕事ができる処遇の確保、人員配置、常勤職員を安定的に確保できる仕組みが必要。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ NPO法人や地域住民のボランティア、定年退職者等も含め、いろいろな人が参画できるような仕組みをつくっていくことが大事。〔第17回・福島委員〕</p> <p>○ 人手が明らかに足りない中では、地域の人たちと一緒にやっていける、大人の手を借りられるというシステムを構築するのがよいのでは。〔第17回・宮島委員〕</p>
--	--

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている放課後児童クラブの法制度上の位置付けの強化</li> <li>・ 市町村の実施責任の位置付け</li> <li>・ サービス利用(提供)方式</li> <li>・ 給付(補助)方式</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 現行制度は市町村の努力義務となっているが、やはり、確実に受け皿が必要。 子どもが6歳で小学校に上がって、そこで突然状況が変わってしまうということがないようにすることは、まず大前提。〔第17回・宮島委員〕</li> <li>○ 都市と地方で随分と事情が違う。地方では土日は需要が少なく、町によっては幾つかの放課後児童クラブを集めて、一つの所にまとめて土曜日に開設するといったこともしているが、国の基準に達しない場合があり、独自の補助で補っている。〔第17回・速水参考人〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 対象年齢のあり方</li> </ul>	
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質の確保に向けた基準の内容、担保方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 低学年で、大人や周りの友達に依存しつつ自立していく子どもの発達保障を考えると、自分が受け止めてもらえる、他の子どもと一緒に仲良く遊べる環境である必要がある。〔第11回・真田参考人〕</li> <li>○ 保育と同様に、放課後児童クラブの質を確保するためには、やはり質の高い人材を確保することが必要。 どこに住んでいても必要なサービスを受けられるということが必要であり、そのためには国民の負担も含めて、公費負担を大幅に増大する必要がある。〔第17回・篠原委員〕</li> <li>○ 施設基準等で、子どもが安心して生活できる場を保障する基準が必要。〔第11回・真田参考人〕</li> <li>○ 厳格な基準を設けると、人材確保や設置が困難となる場合も出てこないとは限らない。やはりまずきちんと量を確保することが必要。基準を設ける場合も、今の実態に即した柔軟性が必要。〔第17回・福島委員〕</li> </ul>

<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 質の確保に向けた基準の内容、担保方策</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 指導員と保護者が、一緒にどういう放課後児童クラブにしたら子どもにとって良いか、絶えず考えていく必要がある。〔第11回・真田参考人〕</li> <li>○ ADHDやLDなどの障害のある児童もおり、職員研修だけではなく、市民ボランティアにも、研修機会を整備することが大変有用。〔第17回・清原委員〕</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 財政的支援の仕組みのあり方</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 東京都の市町村の放課後児童クラブ事業予算に占める補助金の割合は、平均約21%で、約79%が市町村の負担。実態に見合った補助基準額となっていない現状にある。国の負担と都道府県の負担、そして市町村の負担の適正化が必要。〔第17回・清原委員〕</li> <li>○ 民間の父母会運営のクラブでも、年間1000万円はかかり、都内では2000万円、3000万円はかかる。実態とかけ離れている低い補助単価を改善すべき。〔第11回・真田参考人〕</li> <li>○ 伸ばしていきたい気持ちは非常に強く持っているが、財政的になかなか耐え難いところまでできている。〔第17回・速水参考人〕</li> <li>○ 人口が減っている所であっても、放課後児童クラブへ入所する児童の割合は増加傾向が見られる。入所希望者の増加に伴い、大規模学童クラブが増加している実情。一方、国は71人以上の大規模学童クラブに対しては、補助を平成21年度をもって打ち切ることを明確にしている。大規模放課後児童クラブがある地域にとっては、これからかなり厳しい運営が懸念される。〔第17回・清原委員〕</li> <li>○ 消費税を財源として公費を投入すべき。〔第17回・福島委員〕</li> </ul>

<p>○ 放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的運営を行っている場合の制度上の位置付け(人員配置、専用スペースの基準等)</p>	<p>○ 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」の一体化を進めるべき。〔第17回・福島委員〕</p> <p>○ 「放課後児童クラブ」と「放課後子ども教室」のどちらが合うかは子どもによる。少人数の方が安心する子どももいるが、いろいろな子どもたちと遊びたい、自由にしたいという気持ちが芽生え、縛りを嫌がる側面が出てくる子どももいる。〔第17回・宮島委員〕</p> <p>○ 「放課後子ども教室」は、もともとのスタートが違い、必ずしも共働きの家庭を前提としていない。〔第17回・宮島委員〕</p> <p>○ 放課後児童クラブを利用する子どもは、保護者が働いている間は、家に帰るという選択肢がなく、全児童対策では代わりにはならない。〔第11回・真田参考人〕</p> <p>○ 児童館がない横浜市と、東京都のように児童館が多数設置されてきた自治体とではかなり事情がちがう。〔第16回・庄司委員〕</p> <p>○ 全児童対策の展開によって、放課後児童クラブにどのような影響が生じているかを明らかにしたうえで、全児童対策と留守家庭児童対策との関係を議論する必要がある〔第16回・庄司委員〕</p>
--	--

## 10 すべての子育て家庭に対する支援の仕組み

<p>○ 現行制度では市町村の努力義務にとどまっている各種子育て支援事業の制度上の位置付けの強化</p>	<p>○ 現行制度においては、各種の子育て支援事業が市町村の努力義務にとどまっているが、在宅子育て家庭への支援についても明確に位置付けた制度設計にすべきということについては、自治体の現場の実感からその通りだと感じている。〔第16回・清原委員〕</p> <p>○ 努力義務であっても、法律で実施を規定している事業でこれだけ都道府県によってばらつきがあるというのは非常に驚き。地方によって少子化対策に取り組む覚悟が大分違う。一定程度の事業は実施を義務付け、財源も含めた補助金の出し方についても検討すべき。〔第16回・吉田参考人〕</p> <p>○ 介護保険事業と比べると、各種の子育て支援事業は、事業間の整理が体系的になっておらず、各事業単体が並んでいる現状なので、よく整理した上で、必須事業化も考えていくべき。〔第16回・杉山委員〕</p>
<p>○ 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方</p>	<p>○ 一時預かりは優先されるべき事業。〔第16回・吉田参考人〕</p> <p>○ 育児疲れの親の一時的なリフレッシュ、子どもにとって友達と触れ合える機会など、一時保育に寄せる期待がある。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 小さいうちは自分の手で育てたいが家に閉じこもりたくない親が、一時保育を経験し、保育の場が決して子どもに対してマイナスではなくむしろプラスだということがわかっていき、そして仕事と子育ての両立の道に踏み出していくという意義もある これまでのようにオール・オア・ナッシングではない生き方を保障するような、中間的な保育ニーズに応える場が重要。〔第16回・遠山参考人〕(再掲)</p> <p>○ 在宅家庭の人は、第三者に子どもを預けることの意識のハードルが高いが、子育て負担感の軽減から一時的に預けたい気持ちも強く、一時預かりの場の広がりが大事。 46 〔第16回・原参考人〕</p>

<p>○ 一時預かりの保障の充実(とりわけ3才未満児)や、市町村の実施責任の位置付け、サービス利用(提供)方式、給付(補助)方式、財政的支援の仕組みのあり方</p> <p>(続き)</p>	<p>○ 地域子育て支援拠点事業とともに、幼稚園・保育所に入る前の子どもたちを、少人数のグループで、週1回預かるサービスも、地域子育て支援拠点事業で気づいた信頼関係を元に預けることができ、また、在宅家庭の親のリフレッシュや子どもの集団遊び等の観点から有意義。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 一時保育が短時間就労者等の規則的利用の受け皿として機能している反面、気軽な預け場所としてはあまり機能していないことは事実。そのようなニーズに対しては別の一時預かりの場を用意する必要がある。その場合は地域子育て支援拠点に付設するなど、日ごろから馴染んでいる場所であるのが望ましいと思う。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 恒常的な保育を安定して運営できる保育所の基盤があった上で、その上に一時保育が安定して実施できている。〔第16回・遠山参考人〕</p> <p>○ 利用する子どもの数によらず一定の体制は用意する必要がある。理想的には定額部分に実績に応じた補助を加えるのが望ましい補助形態。〔第16回・遠山参考人〕</p>
<p>○ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策</p>	<p>○ 専業主婦の方々の負担感・孤立感の大きさを見ると、これでは出産希望の実現は無理。〔第12回・庄司委員〕(再掲)</p> <p>○ 就労支援としての保育所が潜在ニーズを満たしたとしても、なお半数近い女性が子育てに専念する状況。一時預かりも導入した親子育ちの場をつくる必要。全戸訪問事業から連続した地域の子育て支援が必要。虐待は孤独で密室化した家庭で多く起きている。〔第13回・内海委員〕(再掲)</p> <p>○ 専業主婦家庭も含め、地域の子育ての相談的な機能が非常に求められている。〔第12回・清原委員〕(再掲)</p>

47

<p>○ 乳児家庭全戸訪問事業・養育支援家庭訪問事業・地域子育て支援拠点事業の取組の促進方策</p> <p>(続き)</p>	<p>○ 第三者の人と遊んでくれる姿を見るだけでもうれしいと思う。それぐらい子育ては逼迫しており、純粋に誰かとつながっていることが感じられる場として地域子育て支援拠点事業は有意義。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 親だけでなく、子ども同士の触れ合いと遊びの場を保障するという観点からも、地域子育て支援拠点や一時保育など、在宅子育て家庭への支援に力を入れる必要がある。〔第16回・遠山参考人〕</p>
<p>○ その他多様な子育て支援事業についての財政支援のあり方</p>	<p>○ 市町村が身近なサービスの担い手として責任を担っていく場合、いうまでもなく財源の拡充や適正な配分が必要になる。ソフト交付金の柔軟性は大変ありがたいが、例えば一斉に全自治体を実施すべきというものが出来た場合を考えると、地域格差をなくすためにもきちんとした財源確保が併せて必要。〔第16回・清原委員〕</p> <p>○ 一般的にいろいろな事業をするときに、交付税措置ということで手当されるケースがあるが、不交付団体についても配慮される柔軟な枠組みにして欲しい。〔第16回・清原委員〕</p>
<p>○ 各種子育て支援事業の量の拡充に向けた担い手の育成、質の向上に向けた研修やバックアップ支援の取組強化方策</p>	

48

<p>○ 親の子育てを支援するコーディネータ的機能に関する仕組み</p>	<p>○ 子育てを支援するコーディネーター的役割が必要だということはもう何年も前から皆が言っていること。〔第16回・杉山委員〕</p> <p>○ コーディネートを誰がどう担っていくのが親を孤立させないための制度につながっていく。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ コーディネーターの役割は非常に重要。これも必須事業の中に組み入れるべき。幹旋だとか調整までですとなると、一定程度の行政の関与、または行政内でやっていく必要性がある。〔第16回・吉田参考人〕</p> <p>○ コーディネーターを誰が担うのか。要支援家庭もある中、その判断は、ある程度行政の措置の中で考えざるを得ない部分もある。一方、地域子育て拠点事業の場を地域に常設で構えているので、入園前、入園後のつなぎや、第2子が産まれて戻ってこられる場であることなど、保護者の気持ちをフォローでき、ペアでやっていくことが望ましい。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 子育て支援のコーディネーターには、相当の専門的能力や時間が求められ、それに見合った報酬も必要。行政機関だけでなく、NPOや民間の人材がなれるよう配慮して欲しい。仕事としては、子育てにとどまらず家族の支援が必要であり、地域のあらゆる子育て資源に関する情報提供を行うことが求められる。また、多様な選択肢を用意し、最終的には保護者自身が判断し、責任もって選べるように支援することが必要。専門的なケアを必要とする家族を早期に発見し、適当な援助機関へスムーズにつなげる役割を担う必要もある。さらに、「声なき声」を拾いあげ、代弁者として社会に向けて発信する機会も期待したい。〔第18回・杉山委員〕</p>
--------------------------------------	---

<p>○ 地域全体がかかわっていけるような子育て支援、子育て支援関係者のネットワーク化、親自身がやがて支援者に回れるような循環を生み出せる地域の構築といった取組の強化方策</p>	<p>○ 担い手が多様であるということは非常に重要な宝であり、NPOであれ、社会福祉法人であれ、あるいは株式会社であれ、連携を強めていく必要。〔第16回・原参考人〕</p> <p>○ 三鷹市の場合、地域子育て支援事業をしている11か所の参加により、情報交換を行う連絡会をスタートさせている。〔第16回・清原委員〕</p>
---	--

## 11 経済的支援

	(第19回(12/3)において議論)
--	--------------------

51

## 12 情報公表・第三者評価等について

<p>○ すべての子育て家庭に、早期に、市町村内の子育て支援の取組が概観できる解りやすい情報が着実に提供される取組の促進</p>	<p>○ 市町村には、すべての子育て家庭に早期に市内の情報を届ける責務があるが、その方法がより一層標準化していければ望ましい。〔第17回・清原委員〕</p>
<p>○ 地域の子育て支援事業に関する情報を、必要な時に、容易に入手できる環境整備</p>	
<p>○ 利用者のより良い選択、サービスの質の確保・向上に向けた ・ 事業者自身による情報公表の仕組み ・ 公的主体が、事業者からの情報を集約し、一括して客観的に解りやすく情報提供する仕組みの制度的位置付けや内容</p>	<p>○ 例えば、認可保育所の情報と、認可外保育施設の情報を、同じような取扱いで並べて情報提供することが適切か。情報の中立性というのはい体何か。問題を含めて出すのが中立なのではないかといったことを子どもの視点で考えていく必要がある。〔第17回・山縣委員〕</p> <p>○ きちんとした調査・評価ができるかという点が心配。介護の情報公表でも、次世代育成支援で行う場合でも、調査員の養成・研修はどうしても必要。ある程度公費負担を入れることによって、厳密性や正確性を担保する必要がある。〔第18回・岩淵部会長代理〕</p> <p>○ 介護の情報公表の場合、都道府県単位で情報公開をしているが、量が膨大になり紙媒体では対応できないという話になったが、市町村単位で行えば、もう少しきちんと詳しくできるのではないか。〔第18回・岩淵部会長代理〕</p>

52

<p>○ 保育における第三者評価のあり方、受審促進方策</p>	<p>○ 保育に限らず対人社会サービスの質は非常に情報が不完全であり、仕組みがなぜ十分機能しないのかはきちんと議論する必要がある。〔第18回・駒村委員〕</p> <p>○ 保護者は自分が選択している保育をどうしても良い方に評価しがちだというバイアスがある。子どもの視点に立った保育の評価方法を考えていく必要がある。〔第17回・大石委員〕</p> <p>○ 子どもの視点から見た評価を、どのようにすればできるかという点では、未だ混乱がある。(第17回・清原委員)</p> <p>○ 評価機関の質を高めていくような仕組みを考えていかなければいけない。〔第17回・駒村委員〕</p> <p>○ 実際にはかなりサーベイヤの質にばらつきがあり、第三者評価機関そのものが本来評価を受けなければいけないところがある。〔第17回・吉田委員〕</p> <p>○ 評価者を評価するシステムがきちんとできていれば機能するはずだが、どうもきちんと回っているかどうか。〔第18回・駒村委員〕</p> <p>○ 現行制度は、どの機関に評価してもらおうかということ、自分で選択し、しかもいつ調査を受けるかも事前に分かる仕組み。自分達の能力を上げていこう、透明化していこうという仕組みとしては中途半端。イギリスのオフステッドは抜き打ちで評価機関が指名した人にアンケート調査する等、きちんとやっている仕組み。〔第18回・駒村委員〕</p> <p>○ 厳しい評価機関の方が高く評価されるという仕組みがあれば良い。〔第17回・駒村委員〕</p>
---------------------------------	---

<p>○ 保育における第三者評価のあり方、受審促進方策</p>	<p>○ 現状では受審する事業所が少なすぎるが、第三者評価という情報の生産に、何らかの公的補助を行っていくことにより、機能させていく必要がある。〔第17回・駒村委員〕</p> <p>○ イギリスでは、幼児教育の無償化をしているが、オフステッドによる第三者評価の受審をその要件としている。〔第18回・吉田委員〕</p> <p>○ 第三者評価が最も必要なのは、実は認可保育所ではなく認可外保育施設ではないか。必要な経費等をどのようにして保障し、認可外保育施設が率先して受けるような仕組みをつくっていけば良いか。〔第17回・大石委員〕</p> <p>○ 第三者評価の受審には経費が掛かり、毎年受審するのは難しいが、三鷹市においては、第三者評価の経験を踏まえ、自己点検・自己評価や保護者のアンケート調査を毎年行うようにしている。第三者評価の取組プロセスをどう日常化していくか、常に保育の質を評価する仕組みを日常的な保育の取組の中に落とし込んでいくということが重要。 また、第三者評価結果は公表し、改善していくという、PDCAサイクルを保育所にも取り入れていくことが極めて重要であり、実際のサービスの質の向上・改善に反映することを共有して進めていくことが大事。〔第17回・清原委員〕</p>
---------------------------------	--

### 13 財政方式・費用負担

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 欧米諸国と比べ、財政投入が極めて小さい。そのことが、今日のサービスの遅れを生じさせている。〔第18回・野呂委員〕</li><li>○ 財源確保がしっかりとないと、子どもたちに関する議論は空論に終わってしまう。〔第18回・野呂委員〕</li><li>○ 少子化対策への公費投入の拡充が必要であり、安定財源として消費税をあてるべき。保育の仕組みの議論も、財源なくしては実現できない。また、少子化対策の改革を踏まえたトータルの費用規模を示すことが必要。〔第18回・中村参考人〕</li><li>○ 保育でも、公立認可保育所と、私立認可保育所と、認証保育所とでは、それぞれ負担割合が異なる現状にある。国の役割、都道府県の役割、市町村の役割を財源部分で明確化するとともに、監督責任等についても、それぞれの役割分担が国民本位で最適化されるよう考えていければ。〔第18回・清原委員〕</li><li>○ 自治体の財政事情はますます厳しさを増しており、自治体間でサービス内容や水準に開きが生じてきている。現状のままでは、保育や放課後児童クラブの伸びに対し、必要な財源確保は難しく、新たな需要に対応できない自治体が多く生じ、財政力に起因するサービス格差が容認できないほど広がっていくおそれがある。〔第18回・野呂委員〕</li><li>○ 公立保育所運営費の一般財源化などにより、人件費の圧縮や、保育所の確保、質の確保といったところで様々な問題が生じてきている。〔第18回・野呂委員〕</li><li>○ 公立保育所運営費については、一般財源化以降、市の単独支出額が増加し、決算額の1割弱を占めるに至っている。〔第18回・清原委員〕</li></ul>
--	---

55

### 13 財政方式・費用負担

	<ul style="list-style-type: none"><li>○ 働き方により必要となる延長保育が、公費と利用者負担で賄われているのは、基本的に納得がいかない。ある程度事業主にも負担していただく必要があるのではないか。その場合、働き方の見直しに取り組む事業主に対しては、負担を軽減する措置(メリット制等)等を検討するべきではないか。〔第18回・篠原委員〕(再掲)</li></ul> <p style="text-align: center;">(さらに第19回(12/3)において議論)</p>
--	---

56

## 14 その他

<p>○ その他</p>	<p>○ 実態として、保育所と幼稚園の預かり保育は、相互補完関係に立っている。 〔第12回・清原委員〕</p> <p>○ 待機児童対策を保育制度の中でのみ考えるかどうか。幼稚園や家庭的保育など、質を落とさずに量を確保する方法が議論できるのではないか。〔第12回・山縣委員〕</p> <p>○ 3歳未満は保育所しかない一方、3歳以上は幼稚園や認定こども園があり、待機児童のことを考えても、自ずと違う部分がある。〔第12回・吉田委員〕</p>
--------------	---